

産業振興条例(案)・議会政務活動費の交付に関する条例(案)

# パブリックコメントを募集します

産業振興条例は、本市のすべての事業者・関係団体・関係機関・市民及び行政が一体となり、経済の地域内循環を基本とした産業振興を総合的かつ恒常的に推進し、本市の健全な発展と福祉の向上に資するため、議員発議により制定すべく協議してまいりました。この間には、事業者をはじめ各関係団体・関係機関の皆様から貴重なご意見をいただき、条文案を作成することができました。

つきましては、市民の皆様のご意見を広くいただきたく、パブリックコメントを募集します。

## ○香美市産業振興条例(案)

(目的)

第1条 この条例は、本市の産業振興に関する基本方針その他の基本的事項を定めることにより、産業振興に関する施策を総合的に推進し、事業者の自主的な経営意欲を高めるとともに、その経営基盤の強化を図り、もって地域経済の健全な発展及び市民生活の安定と向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者とは、市内において農林業、商工業その他の産業を営む全ての者をいう。
- (2) 関係団体とは、農業協同組合、森林組合、商工会、観光協会、その他事業者で組織する団体をいう。
- (3) 関係機関とは、教育研究機関、金融機関等、事業者及び関係団体と連携して産業振興を推進する機関をいう。

(基本理念)

第3条 地域産業の振興は、事業者の自主的な努力及び創意工夫を基本とし、本市の地域特性に適した産業振興のための施策(以下「産業振興施策」という。)を、市、事業者、関係団体、関係機関及び市民が一体となって推進するものとする。

(基本的な施策)

第4条 基本的な産業振興施策は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の経営基盤強化の支援及び経営の健全化に関すること。
- (2) 事業者の受注機会の増大と事業者が扱う物品・役務等の市内消費の拡大に関すること。
- (3) 市民及び商工業者の意見を十分に取り入れた商工業の活性化に資する事業の展開に関すること。
- (4) 農業生産の維持・振興及び生産品の有利販売の促進並びに新規参入農業者、認定農業者、集落営農組織などの担い手の育成・支援に関すること。
- (5) 森林資源の多面的な利用と活用を促進するための林業基盤整備、人材の育成・確保に関すること。
- (6) 土佐打刃物、フラフ等伝統的工芸品や伝統的地場産業の振興、後継者育成、技術継承に関すること。
- (7) 観光資源を活用し、本市の魅力を市内外に発信するなど、観光振興に関すること。
- (8) 地域経済の循環及び活性化に資するための企業誘致や産業創出の支援に関すること。

(9) 関係団体及び関係機関と事業者の連携による新商品の開発や販路の拡充に関すること。

(市の責務)

第5条 市は、前条各号の施策を行うにあたり、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 基本的な施策を推進するため、原則として前条の各号毎に具体的な施策を策定し、実行すること。
- (2) 国、県、関係機関と連携協力して施策を推進すること。
- (3) 事業者の経営の安定化を図るため、関係団体及び金融機関と連携し効果的な補助制度を構築すること。
- (4) 事業者の取り扱う工事、物品、役務等の受注機会の拡大に努めること。
- (5) 産業における資源の循環を地域内で行うよう奨励すること。
- (6) 雇用機会の創出と市内消費人口を増加させるため、積極的な企業誘致活動や産業創出の支援に努めること。

(議会の責務)

第6条 議会は、産業振興に向けて協力すること。

- 2 議会は、市の責務が果たされているか見守り、助言すること。
- 3 議員は、産業振興の必要性を理解し、積極的に提案、提言を行うこと。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、法令を遵守し、自主的な努力及び創意工夫により、経営基盤の強化、人材の育成、雇用の確保並びに安心安全な製品の供給及びサービスの提供に努めること。

- 2 事業者は、市又は関係団体による産業振興に関する支援等を活用し、事業の活性化に努めること。
- 3 事業者は、市及び関係団体が行う産業振興施策及び地域の活性化に資する事業に積極的に参画すること。
- 4 事業者は、関係団体に加入するよう努めること。

(関係団体の役割)

第8条 関係団体は、この条例の目的達成のため、次に掲げる事項について、積極的な取組みに努めること。

- (1) 事業者の経営の健全化のため、指導支援を行うこと。
- (2) 新たな技術や商品開発を事業者と協働して行うこと。
- (3) 起業や新規事業への展開に対する支援を積極的に行うこと。
- (4) 生産品の有利販売や、販路の拡大に努めること。
- (5) 市内消費拡大のためのイベントを企画し開催すること。
- (6) 労働者の福利厚生面の向上のための指導を行うこと。

(市民の理解と協力)

第9条 市民は、産業振興が自らの生活をより豊かにし、地域の活性化はもとより、地域の存続に寄与することを理解し、市内での消費や事業者からの役務の利用に心掛け、その健全な発展に協力するよう努めること。

(産業振興推進審議会の設置)

第10条 市長は、この条例に掲げる産業振興に関する基本的な施策について、重要な事項を調査、審議するため、香美市産業振興推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。
- 3 市長は、施策の効果を審議会に報告し、評価検証を行い改善に努めるとともに、その内容を議事に報告しなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 政務活動費とは

地方公共団体が、条例の定めるところにより、議会議員の調査研究や、その他の活動に資するために必要な経費の一部として、会派又は議員に対し、交付することができる金銭的給付のことです。

地方公共団体の自己決定・自己責任が拡大する中で、地方議会が担う役割はますます重要となっています。政務活動費は、地方議会の調査活動基盤の充実を図る観点から、地方自治法上制度化されたものです。

本市議会では、平成22年10月の議会改革推進特別委員会設置時から、その導入について、継続して調査研究をしてまいりました。

この度、先進自治体での実施状況や条例等を参考に、また、議会報告会等で寄せられたご意見や、議会事務局宛に寄せられたご意見、議会報告会でのアンケートの結果等を参照・勘案し、条例（案）を取りまとめましたので、本案について、パブリックコメントの募集を行います。

条例（案）の交付金額及び経費の範囲は以下の通りです。

**交付金額**…交付される金額は、会派に対し、その会派に所属する議員数に月額1万円を掛けた金額が年度当初に全額支給され、未使用分については年度末に返還されます。（第2条・第5条・第6条・第9条・第13条・第14条）

**経費の範囲**…政務活動費として充てることができる経費は次のものに限られます。政務活動以外の用途と明確に区分できない経費として、電話代・インターネット代・市内用務のガソリン代等、按分が必要なものは認めないこととしています。（第10条）

調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究に要する経費（資料印刷費、交通費、宿泊費）
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費又は団体等が開催する研修会の参加に要する経費（講師謝金、会場費、交通費、宿泊費、参加費）
広報費	会派が行う活動で、その内容を報告するために要する経費（資料印刷費、会場費）
広聴費	会派が行う市民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費（資料印刷費、会場費）
要請・陳情費	会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費（資料印刷費、交通費）

## ○香美市議会政務活動費に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定及び香美市議会基本条例（平成24年香美市条例第30号）に基づき、香美市議会議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部として、香美市議会（以下「議会」という。）における会派に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（交付対象）

第2条 政務活動費は、議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。

（会派の責務）

第3条 会派は、香美市議会基本条例及び政務活動費の交付の趣旨を踏まえ、政務活動費を適正に使用し、その用途の透明性を確保することにより、政務活動費に対する市民の理解を得るとともに、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

(議長の責務)

第4条 香美市議会議長(以下「議長」という。)は、政務活動費の適正な運用を確保し、その使途の透明性の向上に努めなければならない。

(交付対象期間)

第5条 政務活動費の交付対象期間は、4月1日から翌年の3月末日とする。

(交付額及び交付の方法)

第6条 政務活動費は、各月1日(以下「基準日」という。)における当該会派の所属議員数に月額10,000円を乗じて得た額を交付する。

2 政務活動費は、年度当初に全額を交付する。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

3 年度の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)から交付する。

4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとし、同日において議会が解散された場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

(交付の申請)

第7条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、市長に申請しなければならない。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定により申請があったときは、当該申請に係る決定をし、申請を行った会派に通知しなければならない。

(所属議員数の異動に伴う調整)

第9条 政務活動費の交付を受けた会派が、年度途中で所属議員数に異動が生じた場合、異動が生じた日の属する月の翌月(その日が基準日に当たる場合は、当月)の末日までに、既に交付をした政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回る時は、当該下回る額を追加して交付し、既に交付を受けた額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回る時は、会派は当該上回る額を返還しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派が、年度の途中において解散したときは、会派は、解散の日の属する翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)以降の残余の額を、月割りにより算定し返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第10条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動(以下「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てるものとする。

(経理責任者)

第11条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かななければならない。

(収支報告書の提出)

第12条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、別記様式により、領収書又はこれに準ずる書類を添付して政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、議長に提出しなければならない。

2 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者は、解散の日から30日以内に収支報告書を提出しなければならない。

4 議会が解散された場合には、第2項の規定にかかわらず政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者であった者は、当該事由が生じた日から起算して30日以内に収支報告書を議長に提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

第13条 政務活動費の交付を受けた会派は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当年度において第10条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費を当該年度終了後30日以内に返還しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派は、議会が解散された場合には、当該解散の日の属する月以降の残余の額を、月割りにより算定し返還しなければならない。

(決定の取り消し及び返還)

第14条 議長は、会派が偽りその他不正の手段により交付を受けたと認めるとき、その他用途等においてこの条例及び関係規則に違反していると認めるときは、その旨を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定により報告があったときは、当該部分に係る交付の決定を取り消し、当該部分に係る交付を既に行っているときは、期限を定め当該政務活動費の返還を命じなければならない。

(収支報告書の保存及び閲覧)

第15条 議長は、第12条第1項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 次の各号に規定する者は、議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が規則に定める。

## ご意見をお寄せ下さい

持参、FAX、郵送、Eメール等いずれの方法でも構いません。

住所、氏名、年齢、電話番号、ご意見を記入の上、下記に提出して下さい。

●募集対象 香美市民

●募集期間 平成28年2月18日(木)必着

●提出先 香美市役所 議会事務局

FAX 0887-53-3233

郵送 〒782-8501 香美市議会事務局行(住所記載不要)

Eメール gikai@city.kami.lg.jp

●ご意見提出上の注意

※ 電話での受け付けはいたしません。

※ 提出されたご意見は、氏名等と連絡先を除き原則公表いたしますので、あらかじめご了承ください。公表を希望しない場合は、その旨を記載してください。

●ご意見の取り扱い

- 1 提出されたご意見を考慮して条例素案の内容を検討し、条例案を作成して、平成27年度中に議会に上程する予定です。
- 2 ご意見の概要と議会の考え方をホームページと議会だよりで公表します。なお、ご意見に対し、個別には回答いたしかねますのでその旨ご了承下さい。
- 3 ご意見の募集は、具体的な意見を収集することを目的にしているため、単に賛否だけを記載したもののや趣旨の不明瞭なもの等は、議会の考え方を示さないことがあります。

